

神戸市認知症の人にやさしいまちづくり推進委員会傍聴要綱

平成 30 年 4 月 26 日
委 員 長 決 定

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、神戸市認知症の人にやさしいまちづくり推進委員会規則（平成 30 年 3 月規則第 38 号）第 10 条の規定に基づき、神戸市認知症の人にやさしいまちづくり推進委員会（部会を含む。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴席の区分)

第 2 条 会場に傍聴席を設けるものとし、傍聴席は、一般席及び記者席に分ける。

(傍聴の手続)

第 3 条 会議を傍聴しようとする者は、傍聴章の交付を受け、着用しなければならない。

(傍聴章)

第 4 条 傍聴章は、会議当日所定の時間及び場所で、傍聴受付票に氏名及び連絡先を記入することにより交付する。受付終了後、定員を超えた場合は、抽選により傍聴人を決定する。なお、定員に満たない場合は、先着順により傍聴人を決定する。

2 傍聴章の交付を受けた者は、交付を受けた日に限り、一般席で傍聴することができる。

(傍聴章の返還)

第 5 条 傍聴章の交付を受けた者は、傍聴を終え、退場しようとするときは返還しなければならない。

(傍聴人の定員)

第 6 条 一般席の傍聴人の定員は、20 人とする。ただし、委員長または部会長（以下、委員長等という。）が特に決める場合には、この限りではない。

(傍聴席に入ることができない者)

第 7 条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 会議の妨害となると認められる器物等を携帯している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められるものを持っている者

(傍聴人の守るべき事項)

第 8 条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てないこと。
- (3) 飲食又は喫煙を行わないこと。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、会議の秩序を乱し、又は妨害となるような行為をしないこと。

(撮影及び録音等の禁止)

第 9 条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただ

し、特に委員長等の許可を得た者は、この限りではない。

(傍聴人の退場)

第10条 傍聴人は、会議を非公開とする決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

(係員の指示)

第11条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第12条 傍聴人がこの要綱に違反するときは、委員長等は、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

附 則

この要綱は、平成30年4月26日から施行する。